

徳川林政史研究所蔵 尾張徳川家文書目録(十二)

凡 例

一 本目録は、徳川林政史研究所が所蔵する「尾張徳川家文書」について収録したものである。「尾張徳川家文書」は、現在、「尾二」～「尾八」の文書群で構成されており、そのうち「尾二」～「尾四」は、昭和一〇年（一九三五）に財団法人尾張徳川黎明会（現在の公益財団法人徳川黎明会）によって開設された蓬左文庫において整理・分類されたもので、「尾五」～「尾八」は、その後当研究所において整理された文書群である。

本号では「尾張徳川家文書目録」（十二）として、「尾五」の文書群のうち、史料番号四七八～四九三までを収録した。なお、本目録は、文書点数が非常に多いことや紙幅の関係などから、一度に収録することが困難であるため、「尾二」～「尾八」までの文書群を複数回に分けて掲載していくことにする。

一 本目録では、各史料について、①番号、②表題、③年月日、④作成者（または差出）↓宛所、⑤形態・数量、⑥備考の六項目を採録した。

一 番号は、原則として、過去に蓬左文庫によって付された枝番号形式の番号を使用したか、一部については、以前に当研究所において付された番号を使用したものもある。本目録の配列は、この番号の順序にしたがっている。なお、史料の配列や出納・閲覧の都合上、欠番号はそのままにしてある（本号の目録では欠番号はない）。

一 表題は、原則として内題（巻頭題）を採用し、外題を（ ）付きで直後に示した（なお、内題と外題が同じ場合には、（ ）の表記は省略した）。また、表題のみでは内容の把握が困難と考えられる史料については、必要

に応じて表題の直後に（ ）付きで内容に関する補記を行った。

一 年月日は、原則として史料に記載されている年月日（内容年）を示すことにし、目録作成時に推定した部分については、（ ）を付けて適宜表記した。また、年次記載がなくても、おおよその作成年代がわかる場合には、（安政年間）、（江戸末期）、（明治初年）などと付して、該当する年号や時期を示すことにし、推定不能の場合には、（年不詳）とした。刊本・写本の場合は、その史料が刊行または、書写された時点の年次を表記し、刊本のうち、後印本であることが明らかな場合のものについては、初版年次に続いて（ ）付きで後印年次を記した。

一 形態については、縦（縦帳・横（横長帳）・横半（横半帳）・状（切紙・続紙・折紙）・鋪（絵図）・綴（作成契機の異なる複数の史料を綴ったもの）・帖（折本）・卷子などと示した。小型本については、「横・小」「縦・小」などと表記した。

一 数量は、出納・閲覧の便宜を考慮して、後年の改装により、分冊あるいは合綴されたことが明らかな場合でも、現在保存されている状態での冊数を採用した。

一 備考には、史料の概略や別題、史料の中に挟み込まれた書状・書付・絵図面および綴じ込まれた文書の有無、欠本、合綴、改装の状態など、必要と思われる事柄を＊印・※印を付けて適宜記した。

一 複数におよぶ冊子で構成されている史料については、出納や閲覧の便宜のため、原則として各冊ごとの細目を掲載した。細目の各項目における配列は、表題・年月日・作成者（または差出）↓宛所・形態・備考（冒頭に※を付した）の順とし、それぞれを二字アキで示したが、該当する項目に記載がない場合には、省略して表記している。

一 本目録は、当研究所で過去に採録したカードを基礎とし、これに今回の目録に際して改めて実施した内容調査の結果を加えて構成した。なお、本目録は、平成二二年度～同二七年度に行った研究員・非常勤研究員・研究生による夏季・春季集中史料整理の成果に拠っている。調査参加者は、太田尚宏(主任研究員・当時)・白根孝胤(研究員・当時)、石山秀和・浦井祥子・栗原健一・坂本達彦・渋谷葉子・清水聡・滝口正哉・田原昇・中村洋子・西光三・藤田英昭・宮原一郎(以上、非常勤研究員・当時含む)、出野雄也・井浪直人・上野恵・萱場真仁・桐生海正・小宮山敏和・櫻庭茂大・高田綾子・高橋伸拓・高山慶子・塚田沙也加・西田安里・根岸美季・芳賀和樹・橋本佐保・藤井明広・松本剣志郎・宮坂新・山崎久登・横山考之輔・吉成香澄(以上、非常勤研究生・当時含む)の三五名である。内容調査、データ入力、および原稿化作業は藤田英昭が担当した。

尾張徳川家歴代藩主一覽

代	諱	生没年月日	藩主就任期間	諡号 院号	実父 生母	正室(簾中) 継室
1	義直	慶長五年十一月二八日 慶安三年五月七日	慶長一二年閏四月二六日 慶安三年五月七日	敬公 院号	徳川家康 御龜(相應院)	春姫(高原院、浅野幸長女)
2	光友	寛永二年七月二九日 元禄一三年一〇月一六日	慶安三年六月二八日 元禄六年四月二五日(隠居)	正公 瑞龍院	義直 尉(歡喜院)	千代姫(靈仙院、徳川家光女)
3	網誠	慶安五年八月二日 元禄一二年六月五日	元禄六年四月二五日 元禄一二年七月一日	誠公 泰心院	光友 千代姫(靈仙院)	新君(瑩珠院、広幡忠幸女)
4	吉通	元禄二年九月一七日 正徳三年七月二六日	元禄一二年七月一日 正徳三年七月二六日	立公 円覚院	網誠 下総(本寿院)	輔君(瑞祥院、九条輔実女)
5	五郎太	宝永八年一月九日 正徳三年一〇月一八日	正徳三年八月二九日 正徳三年一〇月一八日	達公 真巖院	吉通 輔君(瑞祥院)	安己君(光雲院、近衛家照女)
6	継友	元禄五年二月八日 享保一五年一二月二七日	正徳三年一月一日 享保一五年一二月二七日	曜公 晃禪院	網誠 和泉(泉光院)	
7	宗春	元禄九年一〇月二六日 明和元年一〇月八日	享保一五年一月二八日 元文四年一月一三日(隠居)	逞公 章善院	梅津(宣揚院)	三姫(宝蓮院、徳川吉通女)
8	宗勝	宝永二年六月二日 宝曆一一年六月二四日	元文四年一月一三日 宝曆一一年六月二四日	戴公 賢隆院	松平友著 繁(円珠院)	
9	宗陸	享保一八年九月二〇日 寛政一一年一二月二四日	宝曆一一年八月五日 寛政一一年一二月二四日	明公 天祥院	宗勝 嘉代(英巖院)	好君(転陵院、近衛家久女)
10	斉朝	寛政五年八月二三日 嘉永三年五月一三日	寛政一二年一月二九日 文政一〇年八月一五日(隠居)	順公 天慈院	一橋治国 彰君(乘蓮院)	淑姫(清湛院、徳川家斉女)
11	斉温	文政二年五月二九日 天保一〇年三月二六日	文政一〇年八月一五日 天保一〇年三月二六日	僖公 良恭院	徳川家斉 瑠璃(青蓮院)	愛姫(琮樹院、田安斉匡女) 福君(俊恭院、鷹司政熙女)
12	斉荘	文化七年六月一三日 弘化二年七月二〇日	天保一〇年三月二六日 弘化二年七月二〇日	懿公 大覚院	徳川家斉 蝶(速成院)	猶姫(貞慎院、田安斉匡女)
13	慶臧	天保七年六月一五日 嘉永二年五月七日	弘化二年八月二六日 嘉永二年五月七日	欽公 顕曜院	田安斉匡 れい(青松院)	
14	慶勝	文政七年三月一五日 明治一六年八月一日	嘉永二年六月四日 安政五年七月五日(隠居)	文公 賢徳院	松平義建 規姫(眞證院)	矩姫(貞徳院、丹羽長富女)
15	茂徳	天保二年五月二日 明治一七年三月六日	安政五年七月五日 文久三年九月一三日(隠居)	顕樹院	松平義建 みさを(陽清院)	政姫(崇松院、丹羽長富女)
16	義宜	安政五年五月二四日 明治八年一二月二四日	文久三年九月一三日 明治八年一二月二四日	靖公 隆徳院	慶勝 多満(禎正院)	

※「御家御統帳」「御日記」「御記録」(徳川林政史研究所蔵)、『尾張徳川家系譜』(『名古屋叢書三編』第一卷)より作成。なお、系譜・家譜によつて生没年月日に若干の相違がある。なお、一六代義宜は当主であつた期間を記す。

番 号 表 題

年月日

作成者(差出↓宛所)

形態・数量

尾卒四六二(天保以後 御小納戸割符綴一)

(天保→嘉永)

御小納戸役所(徳川)

横綴 一

①(天保十一年十一月借用文金割符書付之通上納可有之旨書付)

(天保一一年)子年二月 御小納戸役所→広瀬市三郎殿

②(明倫堂書記横井正左衛門天保十二年五月借用文金割符書付之通上納可有之旨書付)

(天保一二年)丑五月 御小納戸役所→稲葉藤左衛門殿・

成瀬新蔵殿

③(奥御露地之者式拾巻人其外天保十年七月借用文金割符書付之通上納可有之旨書付)

(天保一〇年)亥七月 御小納戸役所→川崎九兵衛殿・川

崎喜四郎殿

④(大御番組中野惣十郎嘉永二年七月借用文金割符書付之通上納可有之旨書付)

(嘉永二年)酉七月 御小納戸役所→

⑤(青山小右衛門天保八年十二月借用文金割符書付之通上納可有之旨書付)

(天保八年)酉二月 御小納戸役所→田宮弥太郎殿・横井十郎左衛

門殿

⑥(野崎善九郎御側詰其外別段被仰付候節天保十五年二月借用文金割符書付之通上納可有之旨書付)

(天保一五年)辰二月 御小納戸役所→野崎

一学殿

⑦(表坊主神田沢斎外一名天保十年二月借用文金割符書付之通上納可有之旨書付)

(天保一〇年)亥二月 御小納戸役所→服部栄阿弥殿・竹田陽

阿弥殿

⑧(天保六年二月借用文金割符書付之通上納可有之旨書付)

(天保六年)未二月 御小納戸役所→林茂平殿

⑨(嘉永三年七月借用文金割符書付之通上納可有之旨書付)

(嘉永三年)戌七月 御小納戸役所→廣田喜三郎殿

⑩(天保七年六月借用文金割符書付之通上納可有之旨書付)

(天保七年)申六月 御小納戸役所→林茂平殿

⑪(御蔵奉行手代板倉宗四郎外二名嘉永元年七月借用文金割符書付之通上納可有之旨書付)

(嘉永元年)申七月 御小納戸役所→

※冒頭部分は綴り込みにつき解読不能。

⑫(御場懸り支配見廻之者拾式人天保十五年二月借用文金割符書付之通上納可有之旨書付)

(天保一五年)辰二月 御小納戸役所→磯野主膳殿

⑬(明倫堂書記佐藤彦六嘉永二年六月借用文金割符書付之通上納可有之旨書付)

(嘉永二年)酉六月 御小納戸役所→大久保藤四郎殿・安藤重助殿

⑭(鈴木孫十郎借用返上無之文金割符書付之通上納可有之旨書付)

(天保→嘉永)酉六月 御小納戸役所→鈴木孫十郎殿

⑮(惣領鈴木熊太郎明倫堂学生ニ付弘化三年三月借用文金割符書付之通上納可有之旨書付)

(弘化三年)午三月 御小納戸役所→鈴木孫十郎殿

※天地端奥が逆に綴り込まれている。

⑯(天保十五年九月借用文金割符書付之通上納可有之旨書付)

(天保一五年)辰九月 御小納戸役所→野崎一学殿

⑰(弘化三年七月借用文金割符書付之通上納可有之旨書付)

(弘化三年)午七月 御小納戸役所→青山三七殿

※表裏が逆に綴り込まれている。

⑮ (天保十五年八月借用文金割符書付之通上納可有之旨書付) (天保一五年)辰八月 御小納戸役所↓横井三太夫殿

尾卒四六二 (天保以後 御小納戸割符綴二)

(弘化四年)嘉永二年 新御殿御小納戸役所(徳川)

横綴

① (亡父行方八郎借用文金割符書付之通上納可有之旨書付) (江戸)寅八月 御小納戸役所↓行方政九郎殿

② (御徒格以下小普請松岡政九郎初前後之節於新御殿拝借金割符進之三付書付) (江戸)二月二十九日

③ (弘化四年四月貸渡金割符之通り新御殿江上納之答ニ付書付) (弘化四年)未四月 新御殿御小納戸役所⑩↓川村五郎八殿

④ (弘化四年四月大病ニ付別段増済金割符之通新御殿江上納之答ニ付書付) (弘化四年)未四月 新御殿御小納戸役所⑩↓川村五郎八殿

⑤ (嘉永二年七月借用金割符書付之通新御殿江上納之答ニ付書付) (嘉永二年)酉二月 新御殿御小納戸役所⑩↓川村啓蔵殿

⑥ (嘉永二年六月借用金割符書付之通新御殿江上納之答ニ付書付) (嘉永二年)酉二月 新御殿御小納戸役所⑩↓水野豊之丞殿

⑦ (嘉永二年六月借用金割符書付之通新御殿江上納之答ニ付書付) (嘉永二年)酉二月 新御殿御小納戸役所⑩↓中嶋東平殿

⑧ (嘉永二年六月借用金割符書付之通新御殿江上納之答ニ付書付) (嘉永二年)酉二月 新御殿御小納戸役所⑩↓岡田三太郎殿

⑨ (嘉永二年七月借用金割符書付之通新御殿江上納之答ニ付書付) (嘉永二年)酉二月 新御殿御小納戸役所⑩↓市岡祐六郎殿

⑩ (嘉永二年七月借用金割符書付之通新御殿江上納之答ニ付書付) (嘉永二年)酉二月 新御殿御小納戸役所⑩↓岡本只四郎殿

⑪ (嘉永二年七月借用金割符書付之通新御殿江上納之答ニ付書付) (嘉永二年)酉二月 新御殿御小納戸役所⑩↓加藤柳助殿

⑫ (嘉永二年七月借用金割符書付之通新御殿江上納之答ニ付書付) (嘉永二年)酉二月 新御殿御小納戸役所⑩↓中嶋久之助殿

⑬ (嘉永二年七月借用金割符書付之通新御殿江上納之答ニ付書付) (嘉永二年)酉二月 新御殿御小納戸役所⑩↓山田十蔵殿

⑭ (嘉永二年七月借用金割符書付之通新御殿江上納之答ニ付書付) (嘉永二年)酉二月 新御殿御小納戸役所⑩↓松永助市殿

⑮ (嘉永二年七月借用金割符書付之通新御殿江上納之答ニ付書付) (嘉永二年)酉二月 新御殿御小納戸役所⑩↓三輪六左衛門殿

⑯ (弘化四年三月貸渡金割符之通新御殿江上納之答ニ付書付) (弘化四年)未三月 新御殿御小納戸役所⑩↓松岡清九郎殿

尾卒四六三 (天保以後 御小納戸割符綴三)

(江戸)明治 (徳川)

横綴

① 割符書付(平田寺嘉永五年十二月借用文金割符書付之通上納可有之旨) (嘉永五年)子二月 御小納戸役所↓成瀬内記殿・成瀬加兵衛殿

※掛紙あり。

② 割符書付(馬場右京嘉永五年十二月借用文金割符書付之通上納可有之旨) (嘉永五年)子二月 御小納戸役所↓成瀬内記殿・成瀬加兵衛殿

※掛紙あり。

③ 割符書付(新長谷寺嘉永六年七月借用文金割符書付之通上納可有之旨) (嘉永六年)丑七月 御小納戸役所↓成瀬内記殿・成瀬加兵衛殿

※掛紙あり。

年月日 作成者(差出→宛所)

形態・数量

- ④ 覚(御茶湯料・御霊屋守御廟所守江被下金其外寺納致ニ付) (明治四年)辛未四月 天徳寺^④→
- ⑤ 覚(銀七拾枚其外昨午年盆料収納ニ付) (明治四年)辛未四月 増上寺役僧 静恩^④→
- ⑥ 覚(銀貳枚昨午年盆料頂戴ニ付) (明治四年)辛未四月 天光院^④→
- ⑦ 覚(銀貳枚其外請執ニ付) (明治四年)未四月 松蓮社^④→
- ※松蓮社は二代徳川光友の正室千代姫(三代將軍徳川家光の長女)の位牌殿として尾張徳川家が建立した増上寺の子院。
- ⑧ 記(珠月院様御茶湯料去年分受納ニ付) (明治四年)未ノ四月 四ッ谷北寺町 養國寺^④→名古屋御藩 御會計御懸り 長谷川岩蔵様
- ※珠月院は大久保家初代松平義昌の女富姫(元禄六年ノ八年)のこと(夭折)。
- ⑨ 覚(御施餓鬼料其外受納ニ付) (明治四年)辛未四月 太宗寺 役僧^④→名古屋御藩 會計御局
- ⑩ 覚(御茶湯料寺納ニ付) (明治四年)九月 大久保 法善寺 納所^④→名古屋藩 長谷川岩蔵様 御使中
- ⑪ 覚(御茶湯料寺納ニ付) (明治四年)未四月 牛込原町 専念寺^④→會計司 御役人中様
- ⑫ 覚(了幻院様御茶湯料受納ニ付) (明治四年)未四月九日 高田 誓閑寺^④→尾州様御内 長谷川岩蔵様
- ※了幻院(良幻院)は十四代・十七代徳川慶勝の女(安政二年三月五日誕生時没)のこと。
- ⑬ 覚(金老兩請取ニ付) (明治四年)四月一日 養善院^④→
- ⑭ (恒川了慮跡春田屋嘉七追々返上殘金割符書付之通可致上納旨書付) 嘉永五子八月 御小納戸役所^④→
- ⑮ 割符書付(文久元年六月貸渡金上納可有之旨) 文久元年酉六月 御小納戸役所→伊藤昇三郎殿
- ※包紙が貼り付けられている。
- ⑯ (御広敷御道具・御帳入御長持其外船荷物ニ付書状) (明治四年)二月一七日 日比野豊→山下幸蔵様
- ⑰ (三月中性高院・建中寺御霊前へ名代ニ付書付) (明治四年)
- ※性高院は名古屋市中種区にある寺院で、徳川家康の四男松平忠吉(性高院)が生母宝台院の菩提を弔うために建立した。建中寺は名古屋区東区にある尾張徳川家の菩提寺で、二代徳川光友が父徳川義直の菩提を弔うために建立した。
- ⑱ (四月中建中寺・万松寺へ名代ニ付書付) (明治四年)
- ※万松寺は名古屋市中区にある寺院で織田信秀(信長の父)が建立した。初代徳川義直の正室春姫(浅野幸長女)の菩提所。
- ⑲ (正月中建中寺・定光寺へ名代ニ付書付) (明治四年)
- ※後欠。定光寺は愛知県瀬戸市にある寺院で尾張徳川家の菩提所。初代徳川義直の儒教式の廟所がある。
- ⑳ (五月中の建中寺・定光寺法要ニ付書付) (明治四年)

※後欠。

- ②① (五月中の建中寺・定光寺法要ニ付書付) (明治)
- ②② (六月中の建中寺其外法要・例祭ニ付書付) (明治)
- ②③ (七月中建中寺へ名代ニ付書付) (明治)
- ②④ (二月中建中寺其外へ名代ニ付書付) (明治)
- ②⑤ (八月中建中寺へ名代ニ付書付) (明治)
- ②⑥ (九月中建中寺・定光寺・相応寺へ名代ニ付書付) (明治)

※相応寺は名古屋市千種区にある寺院(はじめは山口町・現東区にあつた)で、初代徳川義直が生母相応院(お亀の方)のために建立し、その後尾張家の正室・側室・子女らが葬られた。

- ②⑦ (清右衛門様天保三年より弘化四年間借用金書上) (江戸)
- ②⑧ (御沙汰被成下候正金不足ニ付拝借仕度ニ付書状) (江戸)七月二三日 清右衛門↓幸三郎様
- ②⑨ (盆前入用多分ニ付正金借用仕度ニ付書状) (江戸)七月二三日 清右衛門↓幸三郎様
- ③⑩ (百拾七兩余取替置覚) (万延元年)申二月
- ③⑪ (中野発御内々之儀取替之分受取覚) (元治元年)子二月二八日 御新田方⑩↓寄場さま

尾辛一四五
〔御小納戸宛書状其他〕

- ① 覚(山く)印酒代書付 (明治元年)辰二月 (慶応〜明治) (徳川)

※包紙あり。

- ② 山々印酒代(寿印之分とも) (慶応二年)カ寅

※端裏に「請取書類」と記載あり。

- ③ (小沢屋市左衛門・小藤数馬年賦上納之分ニ付書状) 八月一七日 土屋新七郎↓内藤作左衛門様
- ④ (御新田金取立として懸り之者出張ニ付書付) 二月四日 御小納戸役所
- ⑤ (熱田新田森川彦十郎扣地所見分之儀ニ付書状) 五月六日 山吹儀兵衛↓矢部彦右衛門様
- ⑥ 覚(子年・丑年御弘御魚代書上)
- ⑦ 覚(丑年下御庭畑物代残分上納金銀書付) (慶応二年)カ寅四月
- ⑧ (御新田金未納分上納方承知ニ付書状) 二月七日 小池良次郎↓松平文右衛門様

番号表題

尾張徳川家文書目録(十二)

八

形態・数量

- | | 年月日 | 作成者(差出↓宛所) |
|--|--------------|------------------|
| ⑨ (御新田金当暮返納分村瀬甚左衛門他二名未納ニ付書付) | 二月七日 | 御小納戸役所↓小牧御陣屋 |
| ※小牧陣屋からの返書が貼り付けられている。 | | |
| ⑩ (大高村山口源兵衛儀御新田金当暮返納分未納ニ付書付) | 二月七日 | 御小納戸役所↓横須賀御陣屋 |
| ※山口源兵衛の取扱につき鳴海陣屋からの返書が貼り付けられている。 | | |
| ⑪ (大曾根村松屋藤兵衛儀御新田金未納之儀承知ニ付書付) | 二月八日 | 小池良次郎↓松平文右衛門様 |
| ⑫ (大曾根村松屋藤兵衛儀御新田金未納之分引取方之儀ニ付書付) | 二月七日 | 小笠原九郎右衛門↓松平文右衛門様 |
| ⑬ (別段口・新御殿口・日光口勘定書上) | (江戸) | |
| ※掛紙あり。 | | |
| ⑭ (御用金口・窮民御救口・御新田金口・新御殿御側金口其外道徳前新田堤御普請金ニ仕払等ニ付書上) | | (慶応四年カ)辰 |
| ⑮ (御新田口・日光口各分御庭頭支配組頭・奥陸尺其外金銭書上) | | |
| ⑯ (熱田小沢屋市左衛門拝借金返上方難渋ニ付書状) | 五月一日 | 作左衛門↓甚右衛門様 |
| ⑰ (御家中之輩御新田金返上分ニ付書状) | 九月二九日 | 水野↓御勘定奉行衆 |
| ※差出部分に「大代官衆」と書かれた押紙がある。 | | |
| ⑱ (中野高畑村繁蔵天保二卯年改四拾ヶ年賦口元金返上不相立分書上) | | |
| ※端裏に「中の高畑村」と朱書がある。中野高畑村は尾張国愛知郡のうち。 | | |
| ⑲ (午・未年分年賦金高書付) | | |
| ⑳ (久留米屋利助其外文化十四丑年拝借金返上残元書上) | | |
| ㉑ (用水通御普請諸入用御取調ニ付書状) | 六月二日 | 御年貢地懸↓柴田鳥吉様 |
| ※綴から剥がれた状態で挟み込まれている。 | | |
| ㉒ (山田庄助様御宅ニ而御改添手形取締三通御渡ニ付書状) | | 木全村「」七(要七カ)↓ |
| ※後欠(焼け跡あり)。木全村は尾張國中島郡のうち。 | | |
| ㉓ 覚(御新田金返納滞分上納ニ付書上) | (慶応四年カ)三月二五日 | 安井秀之丞↓ |
| ㉔ (文政九戌々天保十亥迄十四ヶ年返上金滞り高書上) | | |
| ※綴から剥がれた状態で挟み込まれている。 | | |
| ㉕ 覚(御小納戸金拝借金返納高・上納金高等ニ付) | (慶応四年カ)三月二五日 | 木全村住田要七・俣小三治 |

※綴りから剥がれた状態で挟み込まれている。

26 (年賦金書付)

※巳年から未年まで一五年分。朱書あり。

27 回章(従一位様御養女お安様御事従五位松平義生様へ御再縁ニ付)

(明治)

本所長岡町徳川従三位家扶↓浅野正二位様外六名御家扶中様

※従一位様は尾張家十四・十七代徳川慶勝、お安様は松平(石岡)頼繩六女で慶勝の養女、松平義生は高須松平家十四代、徳川従三位は尾張家十六代徳川義宜のこと。

28 明治二年巳九月廿六日御賞典

※三条実美・岩倉具視外一六名の永世賞典録下賜、徳川慶勝外八名の叙位などが書き付けられている。

29 (名古屋藩大参事・権大参事等宣下ニ付書付)

(明治二年)一〇月八日

※綴りから剥がれた状態で挟み込まれている。

尾五十四

〔御金簞笥書附〕

(文久)慶応

〔徳川〕

横綴

一

① (御金簞笥之内ニ入居候古キ書類封し置ニ付書付)

慶応二寅二月八日

御城御用達

② (大宝新田長尾治右衛門少相納候豆代銀落手ニ付書状)

二月二十九日

恩田新三郎↓東條寛左衛門様

③ (去子盆前内借金上納ニ付書状)

七月二日

小出東九郎↓菊池専八郎様・中嶋左作様

④ (三俵受取ニ付書付)

八月七日

御留守方役所

⑤ (鋸屑沓俵・蚊遣り木式俵引取ニ付書状)

二月二日

御作事役所↓御留守 御広敷御役所

⑥ 覚(茶匙竹代金沓両余請取ニ付)

二月二十九日

御細工所⑩

⑦ (茶匙竹代金沓両余請取ニ付書状)

二月二十九日

御細工頭↓御広敷御用達衆様

⑧ 卯春女中引取物

(慶応三年)

⑨ (おいま様御借米代金式分御小納戸上納ニ付書付)

二月五日

⑩ (拝借金之義ニ付書状)

二月五日

西同役↓東御用達衆様

⑪ (女中向御内々借用割符調印差上ニ付書状)

四月九日

御城役懸↓御屋形御用達衆様

⑫ 亥春引取(女中拝借引取ニ付)

(文久三年)亥

⑬ 子春女中拝借引取

(元治元年)子

⑭ 戌暮(女中拝借引取ニ付)

(文久二年)戌

⑮ (御入用金之儀ニ付書状)

二月二四日

寺沢源四郎↓佐橋権八様

番号表題

尾張徳川家文書目録(十二)

一〇

形態・数量

- | 番号 | 表題 | 年月日 | 作成者(差出→宛所) |
|-----------------------|-------------------------------------|--------|---------------------|
| 16 | (先達而御掛合申上候茶匙竹代被遣ニ付書状) | 二月二八日 | 御細工頭→御広敷御用達衆様 |
| 17 | 御屋形江御長持行 | 一〇月二二日 | |
| 18 | (当春江戸表江差添ニ相越候御中間番間代御達) | 一〇月二二日 | |
| 19 | (金銭書上) | | |
| 20 | (金銭書上) | | |
| 21 | (詰番・小使任命ニ付覚) 肝煎 | | |
| 22 | (当春米金御引替之節悪札出申ニ付書状) | 六月一日 | 平田所→御留守方御広敷御役所 |
| 23 | 桑原金十郎米切手引替ニ付書状 | 八月一九日 | 箕浦嘉平→松原喜一郎様 |
| 24 | (平田へ勝手次第申談取計等ニ付書状) | 八月二四日 | 松原喜一郎→箕浦嘉平様 |
| ※細目23の史料に貼り付けられている。 | | | |
| 25 | (当春米切手引替ニ付書付) (文久元年)西 | | 御留守方御広敷役所→平田所へ |
| 26 | (当春御預りニ相成候書付式通ニ付書状) | 八月二四日 | 平田所→御留守方御広敷御役所 |
| 27 | 子暮上納(女中拝借引取ニ付) | 八月二四日 | |
| 28 | (女帯式筋ニ付書状) (元治元年)子二月 | | 村上→多川様 |
| ※端裏書あり。 | | | |
| 29 | (前借渡置ニ付書付) (慶応元年)丑七月 | | |
| 30 | (昨廿日限返済之五十両ニ付書状) | 七月二二日 | 磯谷増太郎→菊池専八郎様・中島左作様 |
| 31 | 役所御入用金繰合筋江付御新田金を御取替被下金返済ニ付書状 | 三月二三日 | 磯谷・今泉→水野惣左衛門様 |
| 32 | (御役所御入用金繰合筋江付御新田金を御取替被下金返済之旨承知ニ付書状) | 三月二三日 | 水野惣左衛門→今泉源内様・磯谷増太郎様 |
| 33 | (調達金手形取調方・御新田金其外ニ付書状) | 七月二二日 | 今泉源内→磯谷増太郎様 |
| 34 | (御役所御繰合筋江付取替金返済猶予難行届ニ付書状) | 七月二一日 | 水野惣左衛門→今泉源内様・磯谷増太郎様 |
| ※端裏に「御返事済」と掛紙あり。 | | | |
| 35 | (御繰合筋江付御新田金之内利を取替金返済ニ付書状) | 三月二七日 | 水野惣左衛門→今泉源内様・磯谷増太郎様 |
| ※端裏に「御新田金訳立方一条」と掛紙あり。 | | | |
| 36 | (御屋形盆前之御払ニ付書状) | 二月二九日 | 磯谷増太郎→中嶋左作様 |

〔諸願書〕

- 37 (三) 匁札十八枚預り置ニ付書付 正月二日 松田茂平
 38 (内願之手形三通之金子貸渡被遣被下候様願書) 大晦日 磯谷増太郎↓中嶋左作様
 39 (利足返上宜敷取計方・土屋一件ニ付書状) 二月二八日 (磯谷) 増太郎↓(中嶋) 左作様

(嘉永二、三年)

(御城御小納戸役所) (徳川)

横綴

- ① (源順様御側拝借金来亥年より永年賦上納ニ被成下候様仕度ニ付願書) (嘉永三年) 一月 中奥御小性格 小池半五郎↓(御城御小納戸御役所)

※包紙あり。「願書 小池半五郎」と上書あり。源順様は十代徳川斉朝(嘉永三年五月一三日死去)のこと。

- ② (新御殿御側拝借金年賦上納ニ被成下度ニ付願書) (嘉永三年) 一月 成瀬内記↓(御城御小納戸御役所)

※新御殿御側御金は十代徳川斉朝の御手元金のこと。

- ③ (金拾五両・金拾両書上) 嘉永二年 (成瀬内記)↓(御城御小納戸御役所)

※細目②と関連。各金子は、源欽様(十三代徳川慶藏)御見廻御使や源欽様御遺体御供の際に新御殿御側金より拝借したもの。

- ④ (御新殿拝借仕候金子永年賦上納ニ拝借振替相済候様仕度ニ付願書) (嘉永三年) 一月 中奥御番格 三村義兵衛↓(御城御小納戸御役所)

- ⑤ (源順様御側拝借金来亥年より永年賦上納ニ被成下候様仕度ニ付願書) (嘉永三年) 一月 中奥御小性格 太田虎三郎↓(御城御小納戸御役所)

- ⑥ (新御殿ニ而御内々拝借金永年賦上納ニ而御取立被成下候様仕度ニ付願書) (嘉永三年) 一月 中奥御番格 近松乙十郎↓(御城御小納戸御役所)

- ⑦ (新御殿拝借金永年賦上納之拝借ニ御振替相済候様仕度ニ付願書) (嘉永三年) 一月 中奥御番格 渡辺賢之助↓(御城御小納戸御役所)

- ⑧ (新御殿御側拝借金十五ヶ年賦又者廿ヶ年賦上納ニ被成下候様仕度ニ付願書) (嘉永三年) 一月 渡辺半十郎↓(御城御小納戸御役所)

- ⑨ (源順様御側拝借金来亥年より永年賦上納ニ被成下候様仕度ニ付願書) (嘉永三年) 一月 中奥御番 大道寺新治↓(御城御小納戸御役所)

- ⑩ (新御殿御役所極御内々拝借金当暮御切米毎十ヶ年ニ割合上納仕度ニ付願書) (嘉永三年) 一月 御鷹場改方 伊藤理右衛門外三名↓(御城御小納戸御役所)

御小納戸御役所

- ⑪ (新御殿御小納戸御内々借用金当戌暮御無利五ヶ年賦上納仕度ニ付願書) (嘉永三年) 一月 御小納戸 御賄頭御台所頭兼 恩田鐸三郎↓(御城御小納戸御役所)

御小納戸御役所

- ⑫ (源順様御側拝借金来亥年より永年賦上納ニ被成下候様仕度ニ付願書) (嘉永三年) 一月 中奥御小性格 丹羽豊三郎↓(御城御小納戸御役所)

- ⑬ (源順様御側拝借金来亥年より永年賦上納ニ被成下候様仕度ニ付願書) (嘉永三年) 一月 中奥御小性格 水野順三郎↓(御城御小納戸御役所)

- ⑭ (去ル申年新御殿拝借金返上御容赦被成下候様仕度ニ付願書) (嘉永三年) 一月 中奥御小性格 小田切三十郎↓(御城御小納戸御役所)

- ⑮ (新御殿拝借金永年賦上納ニ被成下置候様仕度ニ付願書) (嘉永三年) 一月 中奥御番 新井與七郎↓(御城御小納戸御役所)

- ⑯ (一昨申年新御殿借用金来亥年より三ヶ年賦上納方御容赦被成下候様仕度ニ付願書) (嘉永三年) 一月 水野弥五郎↓(御城御小納戸御役所)

番号表題

尾張徳川家文書目録(十二)

一二

年月日

作成者(差出→宛所)

形態・数量

- (17) (去ル申年新御殿御内々拝借金永年賦上納ニ被成下候様仕度ニ付願書) (嘉永三年) 一月 中奥御番格 村井金三郎→(御城御小納戸御役所)
 - (18) (新御殿拝借金永年賦上納相済候様仕度ニ付願書) (嘉永三年) 一月 中奥御番格 伊奈源之丞→(御城御小納戸御役所)
 - (19) (新御殿内々拝借金永年賦上納ニ被成下候様仕度ニ付願書) 中奥御番格 岡崎新吾→(御城御小納戸御役所)
 - (20) (新御殿内々拝借金永年賦上納ニ御取立被成下候様仕度ニ付願書) (嘉永三年) 一月 中奥御番格 兼松又三郎→(御城御小納戸御役所)
 - (21) (源順様御側拝借金永年賦上納ニ被成下候様仕度ニ付願書) (嘉永三年) 一月 中奥御小性格 水野分次郎→(御城御小納戸御役所)
 - (22) (新御殿御側拝借金永年賦上納ニ被成下候様仕度ニ付願書) (嘉永三年) 一月 瀧川又左衛門→(御城御小納戸御役所)
 - (23) (新御殿借用金永年上納ニ付雛形) (江戸) ↓御城御小納戸御役所
 - (24) (新御殿拝借金永年賦等之上納ニ相成候様仕度ニ付願書) (嘉永三年) 一月 中奥御番格 竹井栄治→(御城御小納戸御役所)
 - (25) (新御殿拝借金永年賦上納相済候様仕度ニ付願書) (嘉永三年) 一月 中奥御番格 早川小太郎→(御城御小納戸御役所)
 - (26) (源順様御側拝借金永年賦上納ニ被成下候様仕度ニ付願書) (嘉永三年) 一月 中奥御小性格 毛利觀之助→(御城御小納戸御役所)
 - (27) (源順様御側拝借金永年賦上納ニ被成下候様仕度ニ付願書) (嘉永三年) 一月 中奥御小性格 奥平久米之助→(御城御小納戸御役所)
 - (28) (源順様御側拝借金永年賦上納ニ被成下候様仕度ニ付願書) (嘉永三年) 一月 中奥御小性格 磯貝金八郎→(御城御小納戸御役所)
 - (29) (源順様御側拝借金永年賦上納ニ被成下候様仕度ニ付願書) (嘉永三年) 一月 中奥御小性格 古高松三郎→(御城御小納戸御役所)
 - (30) (新御殿御小納戸御役所拝借金増上米中年延被成下年限明之上年賦返上ニ被成下候様仕度ニ付願書) (嘉永三年) 一月 御徒新組 石川平一郎
↓(御城御小納戸御役所)
 - (31) (新御殿拝借金永年賦上納ニ拝借御振替相成候様仕度ニ付願書) (嘉永三年) 一月 中奥御番格 石川斎宮→(御城御小納戸御役所)
- ※虫損大。
- (32) (去西新御殿ニ而拝借金被下捨候様仕度ニ付願書) (嘉永三年) 一月 中奥御番格 小畑惣兵衛→(御城御小納戸御役所)
 - (33) (新御殿拝借金永年賦上納ニ拝借御振替相済候様仕度ニ付願書) (嘉永三年) 一月 中奥御番格 大嶋熊次郎→(御城御小納戸御役所)
 - (34) (新御殿拝借金永年賦上納ニ被成下置候様仕度ニ付願書) (嘉永三年) 一月 中奥御番格 高木五郎吉→(御城御小納戸御役所)
 - (35) (新御殿拝借金永年賦ニ被成下候様仕度ニ付願書) (嘉永三年) 一月 中奥御番格 岡本喜平治→(御城御小納戸御役所)
 - (36) (新御殿拝借金永年賦ニ被成下候様仕度ニ付願書) (嘉永三年) 一月 中奥御番格 高力初太郎→(御城御小納戸御役所)
 - (37) (新御殿拝借金永年賦ニ被成下候様仕度ニ付願書) (嘉永三年) 一月 中奥御番格 岡本一藤太→(御城御小納戸御役所)
 - (38) (新御殿拝借金永年賦上納相済候様仕度ニ付願書) (嘉永三年) 一月 中奥御番格 伊勢斧三郎→(御城御小納戸御役所)
 - (39) (新御殿拝借金永年賦上納ニ拝借御振替相済候様仕度ニ付願書) (嘉永三年) 一月 中奥御番格 川崎勘次郎→(御城御小納戸御役所)

- ④⑩ (源順様御側拝借金来多年より永年賦上納ニ被成下候様仕度ニ付願書) (嘉永三年) 十一月 中奥御小性格 中根鍋吉↓(御城御小納戸御役所)
 ④⑪ 乍恐奉願上候御事(新御殿御小納戸拝借金年賦済ニ御取立被成下置ニ付願書) (嘉永三年) 戊二二月 赤津村御竈屋 加藤唐三郎・加藤太兵衛↓
 御城御小納戸御役所

※赤津村は尾張国春日井郡のうち。

- ④② (別紙下ケ札之内添銀之儀奥向等切縮相済之儀其外ニ付書付) (江戸)

※端裏に「御小納戸頭取衆」と書かれた押紙がある。

- ④③ (加藤彦太郎外一名御切米之内を以引取ニ付覚) (江戸)

尾幸一四三 [艀船記録・入水救恤記録]

- ① 艀船棲龍丸御道具拵日記 (明治四年) 未正月一九日〜二月二六日 佐治喜兵衛扣 (徳川)

※形態は横半。

- ② 起(名吉・まだか・小鮒其外本数・売上直段書上) 一月一七日〜二月六日

- ③ 申上書付(北方御代官支配所濃州厚見郡・羽栗郡村々出水御側夫食被下方ニ付) (明治) 六月

- ④ 草稿(北方御代官支配所濃州厚見郡・羽栗郡村々出水御側夫食被下方ニ付申上御達振其外書付) (明治) 六月 (御小納戸頭取) ↓内藤喜左衛門様・渡辺弥十郎様

- ⑤ 案(北方御代官支配所濃州厚見郡・羽栗郡村々出水御側夫食被下方ニ付申上御達振其外書付) (明治) 七月 御小納戸頭取 ↓内藤喜左衛門様・渡辺弥十郎様

- ⑥ (艀船ニ而商法御開御造立入用金ニ付一札) (明治四年)

- ⑦ (大坂丸御船解船四百五拾石入之今船老艘御取立ニ而紀州熊野江炭薪売積ニ付船中御入用其外書付) (明治四年) 内家御雇水主 中村愛吉・山田卯吉

※端裏書あり。

- ⑧ (大艀船上作・大坂丸こわしニ付書付) (明治四年) 五月八日 大工松蔵 ↓上

- ⑨ (大坂丸解船平田船造替方為積試ニ付書状) (明治四年) 五月一五日 家扶 ↓中野惣太郎殿

※返書(五月二七日付)が貼り付けられている。

- ⑩ 大坂丸解船平田船出来之訳 (明治四年) 未五月

- ⑪ (御私小鮒其外書上) (明治)

※形態は横。

番号表題

年月日

作成者(差出→宛所)

形態・数量

⑫(名吉・ふな其外勘定書上)

酉二月

濱金→喜左衛門様

※形態は横。

尾卒一四三〔享保十三年 御定書 覚〕

(享保一三年)

横綴

① 此般相極候御定書(御家中借用金之儀ニ付)

(享保一三年)申二月

② (御屋敷御勝手向年々不足ニ付語法御立願)

(江戸)一二月

③ 覚(御勘定書指上ニ付)

(江戸)巳六月 飯沼百助

④ 覚(月次祠堂金其外金銭書上覚)

(江戸)未一〇月

※綴から剥がれた状態で挟み込まれている。

⑤ 覚(江戸御供方・御留守方元利拾ヶ年濟口及び当拝借振替口其外書上)

(江戸)未一〇月

※綴から剥がれた状態で挟み込まれている。

⑥ (寺院年頭御札其外金銭書上)

(江戸)

⑦ (年賦元利上納手本金之書付)

(延享四年→寛延元年)

※下ヶ札あり。

⑧ 六月十六日松平左近将監様御渡之御書付写大目付様板倉撰津守様松平玄蕃頭様御留守居衆ニ而御触右御両頭様御直添御回状ニ而此方同席江御通達之写(金銀吹替以後古金銀其外ニ付)

(延享元年)子六月

⑨ 文字金銀替(金銀吹改ニ付御触・金銀引替仕法書上)

(元文元年)辰五月

⑩ 御讓金元金高・利金高等之書付

(江戸)

⑪ (元金八百五拾五両・利金百貳両貳分六匁書上)

(江戸)

※細目⑩と関連する文書。端裏書あり。

⑫ 順光院様江被遣金并御附男女御切符金詰金覚

(江戸)子七月

⑬ 午暮今年々納元利返上并追々御借セ付ニ成村付

(宝暦三年)酉正月

※端裏に「宝暦三西春尋候へハ差上候書付」見出しの紙に「手本金午年々借付ニ申付ル訳之書付」と記載されている。

⑭ 覚(元金百両の元利金書上)

(宝暦五年)亥十二月

※端裏に「宝暦五亥十二月金高清水丈左衛門へ尋候処差出候書付」と記載されている。

⑮ 覚(元利金書上)

(宝暦七年)

⑯ 寛延三年元百両金元利年々御借付ニ成当申年金高 明和元申年閏一二月

※端裏に「明和元申暮」と記載されている。

⑰ (利子書上) (江戸)

⑱ 除分(大曾根屋敷内年貢・御讓金・祠堂金其外書上) (江戸)

⑲ (御讓金之内拾五両手本江上サセ当暮戻等ニ付書付) (宝暦七年)

※綴から剥がれた状態で挟み込まれている。

⑳ (貳拾貳両外金書上) (寛延二年〜宝暦五年)

㉑ 年中納戸寄金之訳 (江戸)

㉒ 寛(川瀬治左衛門手本江差上金其外書付) 元文四未二月

※奥に付札がある別の文書が貼り継がれている。

尾辛一四四

〔御女中一件書状〕御人減御暇女中への被下物ニ付書付

明治四年

〔徳川〕

① (今般御暇女中江被下金ニ付書付) (明治四年)三月 女中頭

※掛紙三枚あり。巳年(明治二年)御人減御暇の時は、御手許金七〇両が下されたが今般は有合が更にならないなどのことが記載される。

② 従一位様・従三位様・御簾中様東御屋敷江御引移之上御用向御都合次第下宿之者江被下之事 (明治四年)三月

※従一位様は十四代・十七代徳川慶勝、従三位様は十六代徳川義宣、御簾中様は慶勝簾中矩姫のこと。

③ (御人減御暇ニ付貞慎院様被下物書上) (明治四年)三月

※貞慎院様は十二代徳川斉荘の簾中猶姫のこと。「口」と朱書された押紙あり。

④ (御人減御暇ニ付貞慎院様被下金書上) (明治四年)三月

※「メ拾九両」と墨書された掛札あり。

⑤ (御人減御暇ニ付従一位様其外被下金書上) (明治四年)三月

※下ケ札あり。「メ貳拾八両貳分式朱」と墨書された掛札あり。

⑥ (御暇女中江被下物之儀ニ付書状) (明治四年)未三月 家扶↓

⑦ (御暇女中江被下物取計方ニ付書付) (明治四年)三月二五日

※掛紙三枚あり。

⑧ (御人減御暇ニ付従一位様其外被下金書上) (明治四年)三月

※下ケ札あり。「一」と朱書された押紙あり。

番 号 表 題

作成者(差出↓宛所)

形態・数量

年月日

⑨ 去々巳年御人減ニ付被下品書抜 (明治二年)

※「例」と朱書された押紙あり。

⑩ (御暇被下金有之事ニ付申立難及評議旨書付) (明治四年)三月 ↓女中頭衆

※「△」と墨書された押紙あり。

⑪ (御暇女中難洪ニ付願書) (明治四年)三月 女中頭↓

※「○」と墨書された押紙あり。

⑫ 従一位様・従三位様・御簾中様東御屋敷江御引移の上御用向御都合次第下宿之者江被下 (明治四年)三月

※「イ」と朱書された押紙あり。

尾 五 四 五
〔軍務関係文書〕

(嘉永→明治)(明治元年)〔徳川〕

横綴

*表紙が剥がれた状態。取扱注意。

① (別手信義隊一番から廿四番隊人名書上) (明治二年)

※滝川安房・下條数馬・石河主計・中川庄蔵・玉置小平太などの名前が書き付けられている。

② (別手信義隊月俸被下方ニ付書状) (明治二年)二月 軍務判事↓政事堂権大参事衆

※政事堂が開設されたのは明治二年六月のこと。

③ (一等兵隊俸・厄介其外人名書上) (明治二年)

④ (拝謁以上之輩子弟懸り人厄介之内五拾歳以下十一歳以上之輩芸業之上中等を以月俸被下方ニ付書状) (明治二年) 軍務判事↓政事堂権大参事衆

事衆

⑤ (別手信義隊江月俸被下方取調ニ付書付) (明治二年)十一月 ↓軍務判事衆

⑥ (附属之内無給之輩雑用金三両式分ツ、被下方ニ付書付) (明治二年)九月 ↓軍務副知事衆

※掛札・下ケ札あり。

⑦ (軍務局江出役中飯沼金之丞外式拾三人名前書上) (明治二年)

⑧ (拙者共附属無息御目見之輩之内無給相動候分雑用金被下方ニ付書付) (明治二年)八月 ↓軍務副知事衆

※掛札・下ケ札あり。

⑨ (砲隊教授役任命ニ付書状) (明治二年)十二月 砲隊教授役・同助教一統↓

⑩ 松井紋之丞初砲隊教授役被申付方之儀ニ付申上候書付 砲手長↓

※付札あり。

- ⑪ (古事記大流行ニ而卷末之御印章ニ付書状) (明治一〇年カ) 一月二三日 井内土↓永田益衛殿

※徳川氏蔵板『校正古事記』(校訂者植松茂岳・出版人徳川慶勝)は、明治八年四月に上梓され、明治九年四月二四日に版權免許されたもの。
「卷末之御印章」は「徳川氏蔵版」(印文)の印章が押印される。

- ⑫ (出版古事記証印文字ニ付書状) (明治八年) 八月一三日 永田益衛↓白井武啓殿御初

※「(古事記出版方ニ付書状) (明治八年) 九月七日 白井武啓初↓永田益衛殿」が貼り継がれている。

- ⑬ (西京御貸付所中川庄太一件ニ付書状) (明治一〇月一三日 白井武啓始↓永田益衛殿)

- ⑭ 御年貢地懸り当時之人名(辰巳吉兵衛其外四名) (明治四年)

※下ケ札あり。端裏に朱書で「老」と記載される。

- ⑮ 内密調書(梅村恒助御年貢地懸り介当分可相勤旨申渡書) (明治四年) 未一〇月 家扶↓家丁御下屋敷懸り梅村恒助

※端裏に朱書で「二」と記載される。

- ⑯ 内密(二等家従御年貢地懸人員ニ付書状) (明治四年) 未一〇月 家扶↓

※下ケ札あり。細目⑭⑮と関連する文書。

- ⑰ (当分軍器方締向可被相心得旨書付) (明治一二月一四日 志水大参事↓久野長一殿)

- ⑱ (土族譜代之家来各族ニ配入方吟味ニ付千賀与八郎家来北越戦功ニより永世与八郎家へ御預り相成旨申達案) (明治一二月 渡辺鉞次郎↓)

- ⑲ (御塩硝蔵御守衛雑用金之儀ニ付書状) (明治一二月 軍務権判事↓政事堂 権大参事衆)

※下ケ札あり。

- ⑳ (山名又六家流早打取扱及び附属同心処遇ニ付書付) (明治九月 参政衆↓)

※付札あり。山名又六家流早打は瑞龍院様(二代徳川光友)の思召により取り立てられた芸業だが、当節の朝廷兵制にかなわないため、附属同心は兵隊へ加入されることが記載される。

- ㉑ 伺(両御番座順之儀禄高之順席から新古順ニ立替ニ付) (明治八月 ↓(千賀)与八郎殿)

※掛札あり。

- ㉒ (自分銃相求拝借銃返上ニ付軍服被下旨申渡書) (明治九月)

- ㉓ 為御通辞振(銃御貸渡方之儀ニ付書付案) (明治)

※押紙あり。

- ㉔ 御貸具足極書拔(御家中江具足渡方御定) 嘉永四亥年

番号表題

年月日

作成者(差出宛所)

形態・数量

- ②⑤ (一小隊・二小隊人員及び兵士手順書) (明治) 砲手長↓
- ②⑥ (隊旗・角場出来・砲隊仏式改正其外覚) (明治)
- ②⑦ (河村久四郎・同孫七郎人名書上) (明治)
- ※河村久四郎は一等兵隊 丹左衛門の養子、孫七郎は同人弟。
- ②⑧ (兵隊組替方其外覚) (明治)
- ②⑨ (砲隊是迄和蘭式ニ而操練仕来候所仏式ニ御改正相成度何書) (明治二年) 一月 砲隊教授方一統↓
- ※佐藤三之丞・渡辺義之助は田安藩で仏式砲兵業を伝習のうえ帰国し、松井紋之丞・青木金六郎も仏式伝習に参加していることなどが記載されている。
- ③⑩ 砲隊之儀仏式ニ御改正筋之儀ニ付申上候書 (明治二年) 已二月 砲手長↓
- ③⑪ (北越戦争従軍ニ付御賞典之御分与金被下度旨願書) (明治五年) 壬申一〇月 大田園三↓徳川殿 御家従衆御中
- ③⑫ (永禁鋼被免従前之通戦功御扶持被下ニ付達写) (明治五年) 二月 名古屋県 元知多出庁↓大田園三
- ③⑬ (永禁鋼被免戦功御扶持被下ニ付相当之御賞典下賜候様千賀隊長江御執成被下度旨願書) (明治五年) 壬申三月 大田園三↓
- ③⑭ (奥羽出兵之輩禄高之賞ニ不被及候所軍資奉行千賀平五郎外一名尽力ニ付御分与取調之旨書付) (明治)
- ③⑮ (御統・屯所其外御引替ニ付覚) (明治) ↓参政衆
- ③⑯ (拝謁以上之輩子弟配属及び芸業格別人之取扱ニ付書付) (明治) ↓参政衆
- ※拝謁以上の輩子弟懸り人厄介の内五〇歳以下一一歳以上の者は千百人いるとのこと(内家附属之者除く)。そのうち一六歳以上は信義隊、厄介の者は別手信義隊、一五歳以下一一歳以上は明倫堂で岳松隊に選別されそれぞれ銃鍛修行していることなどが記載されている。
- ③⑰ (今日中御仕私覚) (明治) 渡辺↓久野様・遠山様
- ③⑱ 頭書(門天砲鑄造数・有数・鑄損失費・製造局懸人員其外五ヶ条書付) (明治) 一〇月 水野平太↓
- ※下ヶ札あり。
- ③⑲ (二等兵隊之内上中下三等分ケニ付伺案文) (明治) 一一月 ↓水野平太夫江
- ④⑰ (製造局一ヶ年御入用目当ニ付各条々吟味取調申達) (明治) 一〇月 一八日
- ④⑱ (十一番一等兵隊幡野新之丞名刺) (明治)
- ④⑲ 覚(銀豆長鎖り沓本其外代金受取ニ付) (明治) 一〇月 二七日 横田庄吉⑧↓岡田半七郎様
- ④⑳ (短エン沓挺御渡ニ付名前書上) (明治) 銃隊教授役↓
- ④㉑ (大炮手人別御撰被下置度ニ付願書) (明治二年) 九月 大塩弥三郎殿明組 同心組頭 岡部作治↓

④5 (医師人名年齢別紙ニ取調ニ付添書) (明治)一〇月三日 肥田鉄六↓軍務副知事衆様

④6 (集義隊御預替ニ付伺書) (明治)九月二三日 ↓執政衆・軍務副知事衆

※掛札・付札あり。

④7 (三等部長格渡辺舍人三等部長被命度ニ付伺書) (明治)九月 ↓執政衆・軍務副知事衆

※付札あり。

④8 (職制改訂ニ付内詰被廢止ニ付伺書) (明治)九月 ↓参政衆・軍務副知事衆

※掛札あり。

④9 (大御番組牧野三郎儀軍務局新式修行ニ付御手当金被下度旨願書) (明治)一二月 軍務參謀 武学校教授懸 山高全平↓

⑤0 (御本丸詰物頭藤村庄太郎家流背負筒之儀伝授取計ニ付書付案) (明治)九月

⑤1 案(僧隊格別奮發御賞ニ付書付) (明治)三月~七月

※狀三通。 閏連文書が糊継ぎされている。

⑤2 (鵜田津屋兵助御扶持式人分差遣ニ付申渡書) (明治)八月 ↓軍務副知事衆

⑤3 (御中間加藤勝助儀軍務局之中相当之同心引立被下度ニ付願書) (明治)七月二三日 参政屬吏↓

⑤4 東京兵部省軍律写 (明治)

⑤5 為御触振(練武場江罷出銃隊修行可致旨) (明治) 銃隊修行方

※閏連文書が糊継ぎされている。

⑤6 案(僧隊各寺々江白晒相渡ニ付) (明治)七月 ↓僧隊総括 東本坊輪番江

※狀三通。 閏連文書が糊継ぎされている。

⑤7 兵隊之儀(銃隊格付寛) (明治)

⑤8 (大砲手御組立ニ付採用願) (明治)九月 御驍師 柿沼逸左衛門↓

※掛札あり。

⑤9 (軍務局御用聞其外申付案) (明治)一二月 ↓森嘉太郎

⑥0 練武場中規則(修行生規則) (明治)

※端裏に「修行生」と記載される。

⑥1 教授方規則(練武場中教授方規則) (明治)

※端裏に「教授方」と記載される。

番号表題

年月日

作成者(差出→宛所)

形態・数量

- ⑥2 (砲手長年給・砲手人員減方其外ニ付寛) (明治) 年
 ⑥3 (一等以下四等迄連隊長・小隊司令・半隊司令其外減方人数一覽) (明治)
 ⑥4 (当部下愛知村々猪鹿難潰之為砲発其外ニ付御報) (明治) 二月八日 南郡部幸大従事→軍務參謀衆様
 ⑥5 (集義隊・正氣隊司事其外諸隊人名書上) (明治)
 ⑥6 (別手信義隊司令御解願) (明治) 二月 柴山文蔵↓
 ⑥7 (砲隊砲数・砲隊司令其外人数書上) (明治)
 ⑥8 (隊員給米書上) (明治)
 ※形態は横。

- ⑥9 (百人組軍局附属四等兵隊ニして長一殿へ御預ニ付寛) (明治)
 ⑦0 (八雲隊相動居候湯本繁三郎儀別手信義隊江割入ニ付書状) (明治) 二月八日 軍務権判事→家令衆様

※ 二月九日付の返書が糊継ぎされている。

- ⑦1 (三等小隊司令等へ役替願) (明治) 二年 二等兵隊嚮導 加藤鎗之助↓
 ⑦2 (役所御用聞森嘉太郎儀軍務局御用聞申付ニ付書状) (明治) 深澤新平→中西甚太郎殿

※ 関連文書が糊継ぎされている。

- ⑦3 (森嘉太郎儀居村最寄土地江付機密御用向申付ニ付其御局御用向難勤旨書状) (明治) 深澤新平→中西甚太郎様
 ⑦4 記(町在総病院費金三千両内訳ニ付) (明治)
 ※状一通。

※ 状一通。

- ⑦5 御城下井ニ在々病院御取立相成候様申上候書付 (明治) 一月 直医 軍務副知事附属 石川良三
 ⑦6 御城下井ニ在々病院御取立相成候規則之義申上候書付 (明治) 一月 直医 軍務副知事附属 石川良三

※ 下ケ札あり。

- ⑦7 (根拠病院会議所副長兼薬局掛取締被命度旨願書) (明治) 一月 本道兼分科銃創治療 石川良三
 ⑦8 (福岡留次郎人撰方格別御配慮ニ付札状) (明治) 二月二日 久野良蔵→井田清左衛門様

尾五―四六六
〔諸家系譜書上〕

(江戸)

〔徳川〕

- ① 書拔(御当地御場明之節鷹撞御免願) 嘉永二酉年 (石河光茂)
 ② 案(加判之節此表鷹撞之儀御免願) (文久元年) 二月 (石河光晃)

横綴

※掛札あり。

③(鷹趙先例ニ付書付) (江戸) (石河)

④(石河家中永々御切米被下ニ付書付案) (江戸) (石河)

⑤(石河家中士分・足輕格式ニ付書付案) (江戸) (石河)

⑥(石河家中永々御切米被下ニ付書付) (江戸) (石河)

※端裏に朱書で「大雄院様御代迄ニ被召出」、墨書で「古参之方」と記載あり。大雄院様は石河家初代光忠のこと。

⑦(諸家系譜之内別紙名前分本丸炎上之節焼失ニ付書継差出候様達) (江戸) 五月

※端裏に「写」と記載される。

⑧(諸家系譜之内別紙名前書上) (江戸) 五月

※端裏に「写」と記載される。松平大膳大夫以下二七名の名前が記載される。

⑨覚(札金請取ニ付) (江戸) 丑六月四日 清水申之進^⑩↓浅川彦右衛門様

⑩覚(正覚寺普請ニ付御手元金上納其外ニ付) (江戸) 午二月二十九日 郷只左衛門↓御家老衆様

⑪覚(大塩安五郎変事ニ付御徒士目付四日市宿江罷越入用当借之旨) (江戸) 午一〇月二日 飯沼百助^⑫↓御家老御役所

⑫覚(天野喜六御宛行引当貸渡候処当節有合無之ニ付御手元金御内々当借之旨) (江戸) 巳正月 野口録之丞代 近藤為三郎^⑬↓御家老衆御役所

尾辛一四七〔内密頭書〕(分与賞典録関係ニ付)

①(大蔵省引替関係書上)

(明治五年) 壬申

〔徳川〕

横綴

※賞典録関係か。

②大意(分与賞典録ニ付書上) (明治五年)

③草稿(太田園三・千賀平五郎儀旧藩之節罪科ニ付分与賞典録不及処免罪候付分与之旨御届) (明治) 月 徳川

※端裏に朱書で「十」と記載される。

④頭書(賞典高帳御引替ニ付書状) (明治五年) 一〇月一七日 鮎川信春↓白井武啓殿

※端裏に朱書で「十一」と記載される。

⑤(太田園三分与賞典被下ニ付書状) (明治五年)

※後欠。掛紙に「御別紙」と記載されている。関連文書が糊継ぎされている。

⑥(千賀書類丹羽少丞より請取ニ付書状) (明治) 九月一二日 井上喬・内藤能弘↓白井武啓殿・鮎川信春殿・中寫弘敦殿

⑦(千賀平五郎免罪御扶持被下ニ付覚案) (明治五年)

番号表題

尾張徳川家文書目録(十二)

三二

作成者(差出→宛所)

形態・数量

年月日

⑧ 久々利一隊人名(人名書上) (明治)

※端裏に朱書で「地」と記載される。

⑨ (松下済・島田文雄兩人当時戸主ニ而候哉問合状) (明治)正月二五日 徳川邸→田嶋政優殿

※端裏に朱書で「地」と記載される。

⑩ (御賞典御分与一件ニ付帰順正氣隊三木七郎訴之次第其外書状) (明治)二月二九日 岡田彬→(千賀)与八郎殿

※端裏に朱書で「四」と記載される。

⑪ 頭書(大蔵省御引替関係書上案) (明治)五年 永田(益衛)・鮎川(信春)外五名→白井武啓殿

※包紙とも。細目①と関連する文書。

⑫ (旧藩士族官途登庸之節従前之行状御尋問之上御採用相成度旨願書) (明治)

⑬ (賞典禄御渡其外ニ付書状) (明治)一月三〇日 服部宣志→永田(益衛)先生

尾五―四八

〔道德新田文書〕

(慶応)明治

〔徳川〕

① 覚(道德新田納米入札ニ付) (明治)三年午四月一九日 水岡屋濱吉→(御小納戸)

② 覚(道德新田納米入札ニ付) (明治)四月二〇日 吉野屋勇助→(御小納戸)

③ 覚(道德新田納米申請度ニ付) (明治)四月二〇日 (吉野屋勇助)→(御小納戸)

④ 覚(下蔵庭・道德新田納米入札ニ付) (明治)四月二〇日 加藤屋藤助→御小納戸御屋敷

⑤ 覚(道德新田御納米入札ニ付) (明治)三年午四月一九日 米屋徳蔵

※下ヶ札あり。

⑥ 覚(道德前新田御蔵米直段申請度ニ付) (明治)四月一九日 油屋嘉助

⑦ 覚(道德前新田納米直段御払被付度ニ付) (明治)四月一九日 油屋嘉助

⑧ 覚(道德新田御蔵米入札ニ付) (明治)四月一九日 万や宗兵衛

⑨ 覚(御小納戸御蔵米入札ニ付) (明治)三年午四月一九日 上畠町藤屋正七→上

※綴から剥がれた状態で挟み込まれている。

⑩ 覚(道德納米上納ニ而申請ニ付) (明治)四月二〇日 竹皮屋茂七

⑪ 覚(道德新田入札ニ付) (明治)三年午四月一八日 藤屋庄七→上

横綴

一

⑫ (万屋惣兵衛其外道德米書上) (明治)

⑬ 覚(道德新田・御庭御納米代金上納入札ニ付) (明治三年)午四月一九日 米屋徳蔵

⑭ 覚(道德新田御蔵米ニ付) (明治)四月一九日 万屋宗兵衛

⑮ 覚(道德新田御納米入札ニ付) (明治)五月六日 米屋徳蔵印↓上

⑯ 覚(御庭納御蔵米入札ニ付) (明治)五月六日 名古屋納屋町 古田屋善兵衛↓上

※差出は押印の印文より。

⑰ 覚(道德・廣井古・御庭御蔵米申請度ニ付) (明治)五月六日 油嘉助

⑱ 覚(古御蔵米・道德新田・紅葉屋米入札ニ付) (明治)五月七日 萬屋利助

⑲ (歸船棲龍丸御買上物入用書上) (明治)二月

⑳ (伝馬船勢州大湊おゐて御買上其外ニ付書上) (明治)二月

※下ヶ札あり。

㉑ 覚(古御蔵米御払願ニ付) (明治四年)未五月七日 米屋善吉

㉒ (黒田文右衛門其外誰御預り相成哉問合) 辰四月

※下ヶ札あり。内容は天保から安政にかけてのもの。

㉓ 道具類不足分(船中道具) (明治)六月

※下ヶ札あり。

㉔ 米切手金御新田方取替分正金ニ而訳立之書付 子正月

㉕ 覚(御蔵米入札ニ付) (明治四年)未五月六日 仲買勘吉

㉖ 覚(新御蔵米・古米御蔵米入札ニ付) (明治)五月六日 ふし屋正七↓上

※下ヶ札あり。

㉗ 覚(古御納米・新御納米入札ニ付) (明治四年)未五月六日 米屋徳蔵印

㉘ (別格評議を以金廿六兩壹分式朱相渡ニ付書付) 一〇月

㉙ (飯米代・塩噌代・水主雇賃書上)

※端裏に「御見合」と記載される。

㉚ 覚(飯米三俵・金四両・薪みそ溜り類買上其外書上) (明治四年)未九月 佐治喜太郎

㉛ 歸船艫はさみ板敷出来正御入用 (明治)

番号表題

尾張徳川家文書目録(十二)

二四

作成者(差出→宛所)

形態・数量

年月日

- ③② 覚(黒縄代勘定相渡ニ付) (明治)四月 かさりや磯次郎⑨→上
- ③③ (久米銭太郎外三人水手出精相勘ニ付相当之職祿御渡被下度願) (明治) 舟楫掛家丁→家扶衆
※付札・下ケ札あり。
- ③④ (鈴木太兵衛御船藏御役宅御払ニ付書付) (明治)三月 土木掛
- ③⑤ 大風高汐之節罷出候輩江御酒代被下候先例 (明治)五月 (舟楫懸)
※掛紙二枚あり。
- ③⑥ (去ル十八日夜大風高汐之節御入用銀相渡願) (明治)五月 舟楫懸り家丁
- ③⑦ 御座船附押遣り御修覆御入用(願書) (明治)五月 舟楫懸り家丁
- ③⑧ (子十二月〆丑十一月迄御使雜用相渡・受取ニ付) 一二月一二日 同心組頭
- ③⑨ (金銀頂戴ニ付) 一二月一五日 山田治郎作→三輪六左衛門様
- ④① 覚(御蔵米入札ニ付) (明治三年)午六月二七日 上畠町 藤屋正七
- ④② (金銀ノ高書上)
- ④③ 覚(御蔵米入札ニ付) (明治)六月二七日 加藤屋 藤助→小納戸御役所
- ④④ 覚(水縄代受取ニ付) (慶応元年)丑二月 大和屋 七左衛門
- ④⑤ 覚(朱肉詰替代金請取ニ付) 一一月
- ④⑥ (上納取立出張ニ付奥陸尺江被下五百文書付)
- ④⑦ 覚(下柄巻紙代銀受取ニ付) (慶応元年)丑二月 大和屋 七左衛門
- ④⑧ 覚(分限帳書抜代金ニ付)
- ④⑨ 覚(状箱拾五代銀請取ニ付) (慶応元年)丑二月 御細工所
- ⑤① 覚(生漉直代金ニ付) (慶応元年)丑八月二三日 大和屋 七左衛門⑨→御書物方 御役所
- ⑤② (御側寄物金取立方骨折相勘御側より被下金百足請取ニ付) (慶応)二月二三日 水野御代官手代 梶田庫次郎⑨
- ⑤③ (御側寄物金返納村々において引取方骨折ニ付金百足被下候致度旨書状) (慶応)六月三日 小牧陣屋→寄物金御懸り御小納戸御役所
- ⑤④ 覚(御側寄物金返納村々おゐて引取方骨折御側より被下金百足請取ニ付) (慶応三年)卯五月 佐屋御代官手代 服部文一郎
- ⑤⑤ 覚(引取方骨折候旨ニ而御側より被下金百足請取ニ付) (慶応二年)寅五月 清須陣屋⑨→御小納戸御役所

尾五―兜丸

〔道德新田米仕切状〕

〔江戸〕明治

〔魚問屋 小貝甚三郎〕道德御川会所〔徳川〕

横綴

一

* 川魚の数量・値段などに関する仕切状二三通が綴り込まれている。表紙破損につき取扱注意。

尾五―兜

〔道德新田米仕切状〕〔仕切状之事〕

〔江戸〕明治

〔西川忠兵衛・小貝甚三郎〕
↓飛嶋御役所・飛嶋御川懸〔徳川〕

横綴

一

* 川魚の数量・値段などに関する仕切状其外一〇五通が綴られている。表紙破損につき取扱注意。

尾五―兜

〔預金受取金証書〕

〔慶応三年〕明治一八年

〔徳川〕

横綴

一

① 請取申手形之事〔御役所御新田金拝借仕居候処家書入手形御下ニ付〕 慶応三年卯九月 青山得右衛門⑩↓御小納戸御役所

② 覚〔支配所村々御新田金返上御引渡ニ付〕 〔慶応四年〕辰四月 小牧陣屋

③ 御預奉申上候田地之事〔写〕 明治六年癸酉一月 伊藤次郎左衛門印・取扱人 鬼頭幸七印↓徳川家御内 白井武啓様

④ 〔包紙〕 〔慶応三年〕 青山得右衛門↓〔御小納戸御役所〕

※細目①と関連する包紙。「一札」と記載される。

⑤ 差上申一札之事〔御当地田中次郎左衛門方ニ而金五万両借用ニ付〕 明治六年癸酉一月 伊藤次郎左衛門印ほか七名↓徳川家御内 白井武啓様

※細目③と関連する文書。

⑥ 乍恐奉願上候御事〔御拝借御役所金当年返納金年延ニ付〕 明治元年辰一二月 瀬戸村 取締役 加藤清助↓御小納戸御新田御役所

※形態は縦。添書あり。

⑦ 証券〔八雲邸開墾地移住御貸与金三百六拾五円余〕 明治一八年五月七日 愛知県名古屋区南武平町三十四番地 高木任邦⑩↓八雲邸開墾地 徳川義禮様 事務所員片桐助作殿

※下ケ札あり。

⑧ 返納延期哀訴〔八雲邸負債金上納ニ付〕 明治一八年六月二七日 名古屋区南武平丁三十四番地 高木任邦⑩↓徳川様 御家扶御中

⑨ 記〔旧藩負債証文ヲ以願品不被致段奇特ニ付器物相贈旨〕 明治一四年三月 徳川邸↓夏目平三郎殿・夏目甚七殿

※状二通あり。

⑩ 覚〔判古札千両御預ニ付〕 明治六酉年一月 伊藤次郎左衛門代幸七⑩↓御内家 御局

⑪ 〔大坂表資本金式千五百両受取証〕 明治九年二月一〇日 中川庄太⑩↓永田益衛殿

⑫ 証〔西京大坂貸附金之内壹万両御預ニ付〕 明治七年一二月二七日 中川庄太⑩↓永田益衛殿

⑬ 覚〔地藏越杵戸前老本其外正金見積ニ付〕 未五月 山崎村大工 彦蔵⑩↓御小納戸 御役所

※山崎村は尾張国中島郡のうち。

番号表題
尾辛一四一〔請取書類〕

年月日

(文久・明治)

作成者(差出・宛所)

(徳川)

形態・数量
横綴 一

*十四代・十七代徳川慶勝の芝居見物・写真御用ほか趣味に関する請取書なども綴られている。

① 覚(箱屋壱人其外代金式両書分請取ニ付) (明治)二月九日 伊藤勝九郎↓

② 証(写真目鏡代金請取ニ付) (明治)八年亥三月三〇日 内田九一◎↓徳川御屋鋪様

③ 覚(棧鋪取・御菓子・御上并当其外代金受取ニ付) (明治)七月一八日 相摸屋◎↓上

※相摸屋は新富町芝居前にあった茶屋。

④ 覚(人力代金受取ニ付) (明治)七年戊一〇月二八日 人力見せ 尾川や↓尾張様

⑤ 覚(ガラス・コロッオン其外代金受取ニ付) (明治)一一月三〇日 中田清次郎◎↓本所徳川縣御屋敷様

※中田清次郎は東京本町一丁目にあった洋薬種業者。

⑥ 覚(御枕・御酒其外代金受取ニ付) (明治)六月一九日 青柳◎↓上

⑦ 覚(刺身・鯛長作り其外代金受取ニ付) (明治)七月三十一日 青柳新三郎◎↓上

⑧ (高野太吉江貸出深川へ井上殿名義ニ而預ケ金覚) (明治)一三年一〇月一日

⑨ (二月廿日治裁判所行茶代・車代・代言梅井被下金其外覚) (明治)

⑩ 覚(金千疋頂戴ニ付) (明治)一八日 尾上菊五郎↓上

⑪ 覚(ゴム式枚合・蓋書枚代金受取ニ付) (明治)一一月二二日 中田清次郎◎↓徳川様御取次衆中様

⑫ 覚(写真學書枚代金受取ニ付) (明治)一月一五日 中田清次郎◎↓徳川様御取次様

⑬ 道中茶代被下覚帳 (明治)四年未一〇月二六日 名古屋 小川只三郎

※形態は横。

⑭ 証(現華灯二器代金請取ニ付) (明治)一一月六日 元魁堂◎↓上

⑮ 証(ちりめん・半切代金受取ニ付) (明治)七月一日 三文字◎↓御玉様

※御玉様は十四代・十七代徳川慶勝の側室のことか。

⑯ 証(御着代金請取ニ付) (明治)六月六日 湊屋 吉五郎◎↓上

⑰ 覚(御棧敷代・御敷物代金其外請取ニ付) (明治)八月八日 菊屋◎↓上

※印文は「中嶋座 人形町通かきがら町きくや」とある。

⑱ 覚(御料理代金請取ニ付) (明治)八月二五日 大和屋◎↓上

- 19 覚(御湯吞代金受取ニ付) (明治)三月二〇日 大坂屋 嘉兵衛[㊟]↓上
- 20 覚(御札入代金ニ付) (明治)一〇月三〇日 大坂屋 惣七↓上
- 21 覚(御酒代金請取ニ付) (明治) 植半[㊟]↓上
- 22 覚(金式両余請取ニ付) (明治) 植半[㊟]↓上
- 23 覚(御舟代受取ニ付) (明治)八年亥四月一〇日 小まつや 伊助[㊟]↓上
- 24 覚(半懷中其外代金受取ニ付) (明治)三月五日 中嶋屋 和助[㊟]↓御用
- 25 覚(御詠させる沓本代受取ニ付) (明治)五月二日 中嶋屋 和助[㊟]↓御用
- 26 覚(嶋原家根舟代金請取ニ付) (明治)七年戊五月晦日 下総屋 八右衛門[㊟]↓御用所様
- 27 覚(杉板二枚代金請取ニ付) (明治)九月二七日 遠州屋 幸次郎[㊟]↓上
- 28 覚(御茶代金受納ニ付) (明治)七月一八日 相摸屋 清吉↓上
- 29 覚(嶋原家根舟・舟頭御祝儀代金請取ニ付) (明治)七年戊七月一九日 下総屋 八右衛門[㊟]↓御用所様
- ※印文に「本所」とあり。
- 30 覚(御弁当代受取ニ付) (明治)五月三〇日 相摸屋 清吉[㊟]↓上
- ※印文は「新富町芝居前相摸屋」とあり。
- 31 覚(南部沓枚代受取ニ付) (明治)八月二七日 いせや 源助↓橘様
- 32 覚(青酸加里沓瓶代金受取ニ付) (明治)七月二日 大阪屋 惣吉 代彦太朗↓御内家様 御役人衆中様
- 33 覚(ヨートアンモニア沓瓶代金受取ニ付) (明治)七月二日 大阪屋 惣吉↓御内家局 御役所様
- 34 (黒柿沓枚代其外勘定覚) (明治)
- 35 記(黒柿板沓枚代金受取ニ付) (明治)一一月二日 木屋 仁左衛門[㊟]↓上
- ※印文は「江戸 室町三丁目 木屋 仁左衛門」とあり。
- 36 覚(上流錦更紗其外代金請取ニ付) (明治)五月一四日 長岡町 錦魚屋 勝五郎[㊟]↓上様
- ※袖裏に「御役所様」と記載される。
- 37 覚(銀子勘定) (明治) ↓上様
- ※袖裏に「御役所様」と記載される。
- 38 覚(御たんす代金其外受取ニ付) (明治)三月三〇日 大坂屋 惣七[㊟]↓上
- 39 覚(御かんさし・御金物其外代金受取ニ付) (明治)二月一七日 中嶋屋 和助[㊟]↓御用

番号表題

尾張徳川家文書目録(十二)

年月日

作成者(差出)宛所

二八

形態・数量

- ④⑩ 覚(男帯代金受取ニ付) (明治)三月二六日 三文字や㊦↓上
- ④⑪ 覚(料理・芸者代其外代金受取ニ付) (明治)八月一八日 太田屋 金壽らう↓上
- ※印文は「しば口新ばし 太田金壽楼」とあり。「も、太郎」「てい」と記載されているのは芸者だと思われる。
- ④⑫ 覚(手あそび代金請取ニ付) (明治)四月二八日 ↓御たち様御中
- ④⑬ 覚(御祝儀金千疋頂戴御礼ニ付) (明治)一月二九日 尾上菊五郎↓上
- ④⑭ 覚(棧舗しき物代・画本・料理其外代金受取ニ付) (明治)五月二九日 相摸屋清吉㊦↓上
- ④⑮ 覚(従佐屋桑名迄御定船賃受取ニ付) (明治)一〇月二七日 佐屋駅御伝馬所㊦↓
- ④⑯ 覚(大長持式樽・引戸其外代受取ニ付) (明治)一〇月二九日 横田川 役場㊦↓
- ④⑰ 覚(御酒料請取ニ付) (明治)一〇月二九日 石部宿 こんぜ屋浅七㊦↓
- ※印文は「湖東 石部宿 藤屋浅七」とあり。
- ④⑱ 覚(御酒代請取ニ付) (明治)一月一日 大津 亀屋 新六㊦↓上
- ④⑲ 覚(御小様江餅壹重代金請取ニ付) (明治)一月朔日 うば餅や 瀬川四郎右衛門㊦↓上
- ※姥が餅は草津の名物。
- ⑤① 覚(上酒代頂戴ニ付) (明治)一月朔日 いせや伊兵衛㊦↓上
- ※印文に「江州 浪花講」とあり。
- ⑤② 覚(御棧敷・御敷物・御画本其外代金請取ニ付) おはりや㊦↓御上様
- ※印文は「喜昇座 久松町川岸 尾張屋」とあり。
- ⑤③ 覚(人力車其外代金請取ニ付) (明治)七月九日 辰川平助㊦↓御屋鋪様
- ⑤④ おほへ(白水牛金むく口させるつ、其外代金受取ニ付) (明治)二月二六日 中寫屋 和助㊦↓御用
- ⑤⑤ (ノ高金式朱錢拾貳貫五拾九文覚)
- ※綴から剥がれた状態で挟み込まれている。
- ⑤⑥ 覚(しほり其外代金受取ニ付) (明治)二月二二日 越前や平兵衛㊦↓上
- ⑤⑦ おほへ(金千疋受取ニ付) (明治)九月三日 成田屋㊦↓上
- ⑤⑧ 覚(御茶料・御祝儀代金受納ニ付) (明治)五月二九日 相摸屋 清吉㊦↓上
- ※綴から剥がれた状態で挟み込まれている。

〔諸請取書綴〕

- ⑤ 覚(乙女椿・植木軽子代・梅鉢植手入代金請取ニ付) (明治八年)亥一月 植木や喜兵衛⑩↓御内家御役人衆中様
- ⑤ 覚(江戸表おゐて取替相成寄物金ニ付) (文久三年)亥八月 寄物方⑩↓御当用方役懸衆様
- ⑥ 覚(松葉蘭代金請取ニ付) (明治七年)戌四月 植木屋喜兵衛⑩↓御内家御役人衆中様
- ⑥ 覚(しやうふ・かきつ・小砂り・赤土代請取ニ付) (明治七年)戌六月 植木屋喜兵衛⑩↓御内家御役人衆中様
- ⑥ 覚(蘇鉄・牡丹・山茶花・椿・白砂其外代請取ニ付) (明治七年)戌五月 植木や喜兵衛⑩↓御内家御役人衆中様

〔文化〕明治

〔徳川〕

〔明治三年〕同四年

*御暇女中に関する書付や十四代・十七代徳川慶勝に關わる料理代・趣味に關する請取書なども綴られている。

- ① (御片付御用御雇月給金渡り方可然取計被下度ニ付書状) (明治)四月二八日 五味三郎↓用度懸家従衆御中
- ② (其表御入用金三千金之内式千九百兩相廻ニ付書状) (明治)四月二五日 中野惣太郎↓東京一等家従御中
- ※五月三日付の井上武太郎の添書あり。

- ③ (明日四時頃当御邸江御出候様惣太郎殿申聞ニ付書状) (明治)五月二日 東御邸御用部屋↓御道具掛御中
- ④ 入記之通受取(切封ニ其外受取ニ付) (明治)

※後欠。

- ⑤ 入記(切封一其外受取ニ付) (明治)

※後欠。端裏に「入記之通受取」と記載あり。

- ⑥ 入記之通請取(切封一其外受取ニ付) (明治)五月二日
- ⑦ (九日十日兩日御場所取置ニ付書付) (明治)八月三日 相摸屋清吉⑩↓石原様

※相摸屋は新富町芝居前にあった茶屋。

- ⑧ 六歩一ヨリ割出シ精勤之廉(金錢納入ニ付) (明治)
- ⑨ (勤御免小野浦初女中ニ付東京之御模様相分り候迄御雇可被差置哉之旨書状) (明治四年)未七月 御広敷掛家扶↓

※端裏に「頭書 御広敷懸家扶」と記載されている。

- ⑩ (明九日第十字東御邸江出頭可致ニ付書状) (明治)五月八日 藤沼萬得↓中(野)惣太郎殿

※綴から剥がれた状態で挟み込まれている。

- ⑪ (当分御雇女中名前書付) (明治四年)五月八日

※袖浦・こや・藤の・とせ・まり・こゐ・岩田の名前が記載されている。端裏に「三月十日御演説ニ而御伺相成候上解書付」云々と記載されている。

番号表題

尾張徳川家文書目録(十二)

三〇

作成者(差出→宛所)

形態・数量

- | | 年月日 | 作成者(差出→宛所) | 形態・数量 |
|---|------------|-------------------|-------|
| ⑫ (御暇女中立婦ニ差添可相勤旨申渡) | (明治四年)三月 | | |
| ※端裏に「三月五日申渡」と記載あり。 | | | |
| ⑬ (三月十五日十六日之内東京・若山出立之旨覚) | (明治四年) | | |
| ※御暇女中に関するもの。 | | | |
| ⑭ 永之御暇ニ付別段御手当(女中こや・藤の・とせ・まり) | (明治四年) | | |
| ※文中に「三月八日金子廻ス」と記載あり。 | | | |
| ⑮ (石代金覚) | (明治) | | |
| ⑯ (元集義隊壹番大沢正之助外二名書上) | (明治) | | |
| ⑰ (茶代沓円其外書上) | (明治) | | |
| ⑱ 覚(引れ長持沓棹入目書付) | (明治三年)午八月 | | |
| ⑲ (自証院拝借金之儀ニ付書状) | (明治六年)一月五日 | 寺山虎助・中野惣太郎→林藤左衛門様 | |
| ※自証院は新宿区にある尾張徳川家ゆかりの寺院。開基は二代徳川光友の正室千代姫の生母お振(自証院)。 | | | |
| ⑳ (御左右懸拝借金元利共四月分上納ニ付書付) | (明治) | | |
| ㉑ (ガラス・紙枚数書上) | (明治) | | |
| ㉒ (紙取五拾枚代書上) | (明治) | | |
| ㉓ (二枚払代覚) | (明治)三月三日 | | |
| ㉔ (五十枚之内払代覚) | (明治)三月朔日 | | |
| ㉕ (別紙園町始恐入之趣以後可入念旨書状) | (明治)八月一七日 | 御広敷懸り御家扶衆→ | |
| ㉖ (女中御宛行其外ニ付覚) | (明治四年) | | |
| ※岩井・沢田・菊岡の名前が記載される。 | | | |
| ㉗ (鵜飼瓢箪御賞典米願差出候付宜取計候様存ニ付書状) | (明治)五月二〇日 | 東京同僚→尾一の家従御中 | |
| ㉘ (貞慎院様近衛様老女其外江去辰寒中御尋として金九両被遣ニ付書付) | (明治)四月 | 御屋形御近侍 | |
| ※貞慎院様は十二代徳川齊荘の正室猶姫のこと。 | | | |
| ㉙ (貞慎院様近衛様老女其外江去辰寒中御尋として金九両被遣ニ付書付) | (明治)六月 | 藤井内匠外二名 | |

※掛札あり。

③〇 入記(封状沓其外受取ニ付) (明治)七月二二日

③① (御勝レ不被遊由御加養被為在候様ニ付書状) (明治)七月二二日 古瀬清・服部保↓林品美殿

③② (福印様御初御長持今日和船江積入為差登候間着岸之上改受取候様ニ付書状) (明治)四月二五日 名古屋 同僚↓用度掛り家從御中

※五月三日付の返書も記載されている。

③③ 記(封状沓通落掌ニ付) (明治)一月三日 佐々屋敷↓

③④ (井上殿發足之節拝借金百円今日返納ニ付書状) (明治)四月八日 東京 同僚↓用度懸御中

③⑤ (紙包沓通受取書) (明治)六年 癸酉一月三日 林久右衛門↓

③⑥ (別紙願書付札を以差越落手ニ付書状) (明治)五月七日 中根鍋吉↓中野惣太郎殿

③⑦ (御状箱之内願書沓通落手ニ付書状) (明治)五月七日 高村熊治内↓中野惣太郎殿

③⑧ 入記(通用物一其外差立ニ付) (明治)一一月二九日 永田益衛↓一等家從御中

※端裏に「此通請取候也 東京」と記載されている。

③⑨ 記(切封沓・硝酸硫黄見本其外請取ニ付) (明治)一月七日

④〇 (駿州阿部川小林新兵衛方江袖浦其外移住ニ付覚) (明治)四年三月

④① 御暇ニ付出入別(女中御暇ニ付御手當書上) (明治)四年

※「御側詰こや・表使 藤野・元表使格御錠口介岩田・御側詰見習とせ・宝御側詰まり・御中居頭こい」の名前が記載される。下ヶ札二枚あり。

④② 覚(米代金拾八兩余差上ニ付) (明治)西二月四日 大屋 光三↓神谷清太郎様

④③ 覚(米代金三拾貳兩余差上ニ付) (明治)西二月四日 大屋 光三↓服部市三郎様

④④ (午・未・申・酉分勘定書上) (明治)

※朱書。

④⑤ (八雲隊加藤林左衛門外女中向東京表江差下道中差添ニ付御手當相渡度旨書状) (明治)四年八月 御広敷懸り家扶頭取↓

④⑥ 御内密金〆仕払(加藤林左衛門御貸渡・御手當其外書上) (明治)四年

④⑦ (山越内村ニ公立病院設立・開業ニ付書状) (明治)一二年以降 七月六日 吉田知行↓小瀬(新太郎)様御初

④⑧ 覚(日雇頭庄五郎外一名金銀書上) (明治)三年 午七月

④⑨ 覚(本願寺之書其外金銀書上) (明治)

⑤〇 (本願寺之書・曆・熨斗包其外返上ニ付書上) (明治)

番号表題

年月日

作成者(差出→宛所)

形態・数量

⑤1 覚(残り絵御戻ニ付受取可被下旨書状) (明治)三月一日 庄左衛門→上

※端裏に「内藤江」と記載されている。

⑤2 (内々写真弘代上納覧) (明治)

※状二通。

⑤3 (元私居屋敷入組勘定相立ニ付書付写) 文化八未 名前印→村方親類衆中・御組合衆中

⑤4 入記(切封ニ其外差立ニ付) (明治五年)壬申一〇月一日 永田益衛→東京一等家従御中

※端裏に「入記之通請取」と記載されている。綴から剥がれた状態で挟み込まれている。

⑤5 覚(女中道中調半紙其外相渡ニ付) (明治)二月 諸隸小頭→

⑤6 道中両掛入(御金箱・帳面類其外差増分書上) (明治四年)未三月

※御暇女中に関するものか。

⑤7 (東都及び紀州若山帰り女中差添人書上) (明治四年)

※東都帰り女中はこや・まり・こゐ・とせ(浜松行)・岩田(沼津行)で差添人は卒付の加藤林左衛門、若山帰り女中は藤野で差添人は卒の小出鏡六とことが記載されている。

⑤8 (御暇女中書上) (明治四年)

※「御側詰こや一 御側詰まり五 御中居頭こゐ六 御側詰見習とせ四 元表使格御錠口介岩田三 表使藤野二」と記載されている。

⑤9 (当分御雇御解女中書上) (明治四年)

※袖浦・こや・藤の・とせ・まり・こゐ・岩田の名前が記載されている。

⑥0 (荷作并廻船問屋江御渡方ともそなたニ而御取計当被下度ニ付書状) (明治四年)三月朔日

⑥1 (御暇女中メ切長棹・たんす其外荷物書上) (明治四年)

⑥2 覚(長持・明荷運賃書上) (明治四年)未三月 伝馬町三丁目 貝谷権左衛門・小島権兵衛→

※端裏に「蒸気船運賃書」と記載されている。御暇女中に関するものか。

⑥3 舟荷長持等(磯・染山の長持・簞笥・葛籠書上) (明治三年)午八月

⑥4 覚(いそ舟荷物メ切長持・簞笥数書上) (明治三年)午八月

⑥5 (女中染山下女らく・まき東京宿屋書上) (明治三年)

※らくの宿は大塚本傳寺(日蓮宗)、まきの宿は四ッ谷竹町三河屋万吉とのこと。

⑥⑥ 記(一位様鮎治變井七ツ・上酒一升代請取ニ付) (明治)四月三〇日 小笠原儀邦⑥↓上

※一位様は十四代・十七代徳川慶勝のこと。

⑥⑦ 記(上とんふり七ツ代請取ニ付) (明治)四月三〇日 柳はし 鮎治⑥↓上

⑥⑧ 覚(さしみ・御ぜん代金請取ニ付) (明治)五月二日 巴屋山左衛門↓上

⑥⑨ 記(ガラス板廿五枚入櫛御箱代金請取ニ付) (明治)四月三〇日 大橋喜一郎↓上

⑦⑦ 二月廿六日〆二月廿五日迄一位様御業代金上納ニ付覚) (明治)四月 御台所懸り

⑦① 記(巴や・上酒代請取ニ付) (明治)二月一九日 前田儀邦⑥↓上

⑦② 覚(梳もり・さしみ・御ぜん代請取ニ付) (明治)二月一四日 巴屋山左衛門↓上

⑦③ 覚(西洋御料理・御酒・御せん代金請取ニ付) (明治)三月一日 新はし太田金壽樓⑥↓上

⑦④ 請取申金子之事(当二月中一位様召上り御業代金請取ニ付) 明治一〇年四月 加藤林左衛門⑥

⑦⑤ 覚(田地山共受取ニ付) (文化) 欠村伊兵衛↓小呂村石原定吉様

※欠村・小呂村とも三河国額田郡のうち(岡崎藩領)。

⑦⑥ (御用す御伺可参処不参ニ付詫状) 七月三〇日

⑦⑦ 覚(屋敷地之内貰分其外勘定書上) (文化)

⑦⑧ 覚(田地山・屋敷・金式両余請取ニ付) 文化八末二月 小呂村又助⑥↓御村御役中様・御組合中様・親類中様

⑦⑨ 差上申一札之事(私儀去ル春立帰リ願之通田地山共わけ御付ニ付案) (文化)

※下ヶ札あり。

⑧① 記(御高土間代・絵本其外代金受取ニ付) (明治)二月一三日 相摸屋清吉⑥↓尾張様上様

※相摸屋は新富町芝居前にあつた茶屋。

⑧② (装置代金明細其外書付・装置図とも) (明治)

⑧③ (未熟之工芸浅学輩採用難有旨其外ニ付書状) (明治)三月二日 廣瀬↓大政様

⑧④ (ガスランプ上納其外ニ付書状・図とも) (明治)三月二日 目啓↓大政様

⑧⑤ (三十円預分内訳・深川宮川うなきや人力代其外勘定書上) (明治)二月三日

※一一月三日〜二七日分が記載されている。

⑧⑥ 記(拾五円御預分内訳・目鏡夫人下見之節支度金・深川女人力代其外勘定書上) (明治)十一月 石原

※九月〜一〇月二五日分が記載されている。

番号表題

尾張徳川家文書目録(十二)

年月日

作成者(差出→宛所)

三四

形態・数量

- ⑧6 (写真代其外勘定書上) (明治)
- ⑧7 (石原重造宛其外御側下り金書上) (明治)
- ⑧8 (茶代其外覚) (明治)
- ⑧9 記(硫酸代金其外受取ニ付) (明治)四月三日 中田清二郎(清次郎)⑧
※中田清次郎は東京本町一丁目にあった洋薬種業者。
- ⑨0 記(巴屋・上酒代金請取ニ付) (明治)四月九日 前田儀邦⑧→上
- ⑨1 記(御上下枕もり其外代金受取ニ付) (明治)四月五日 巴屋⑧→上
- ⑨2 記(式人乗四代其外代金請取ニ付) (明治)四月六日 新丸屋 庄治郎⑧→前田様
- ⑨3 記(しき物・絵本其外代金受取ニ付) (明治)四月一八日 相摸屋 清吉→上
- ⑨4 記(御料理代受取ニ付) (明治)四月一日 西むら⑧→上
- ⑨5 記(川長・御酒代請取ニ付) (明治)七月三日 小笠原儀邦⑧→上
- ⑨6 記(御肴御膳共代金請取ニ付) (明治)七月二日 川越や 長次郎⑧→上
※印文に「浅草御蔵前」とあり。
- ⑨7 記(京人形・御持手遊代金書上) (明治)八月二日 加藤林左衛門
- ⑨8 (勤御免女中東京へ向け爰元発足諸費用吟味ニ付書状) (明治三年)八月 御広敷懸り家扶頭取→
※端裏に「頭書 下」と記載されている。
- ⑨9 (勤御免女中いそ東京江罷下御使番可相勤其外書付) (明治三年)八月 ↓勤御免女中いそ
※端裏に「八月十三日老女江出ル 草稿 御金未相廻」と記載されている。
- ⑩0 東海道十日振休泊割(女中いそ下向ニ付) (明治三年)午八月
- ⑩1 (勤御免女中いそ東海道を中手当其外書付) (明治三年)八月 佐々木弥兵衛
※端裏に「八月十三日家令江申達 演説書取」と記載されている。
- ⑩2 覚(乗駕籠・長持・両掛用の人足数書上) (明治三年)午七月
※勤御免女中いそその下向に関するもの。綴から剝がれた状態で挟み込まれている。
- ⑩3 記(上野博覧会被為入候節御入用書上) (明治一〇年)
- ⑩4 記(御料理代金受取ニ付) (明治)九月一八日 松源⑧→御客様

※印文に「池ノ端」とあり。

⑩⑤ 記(本郷江被為入候節御入用書上) (明治)九月二十四日

⑩⑥ 覚(御棧敷代・御しき物其外代ニ付書上) (明治)二月六日 おはり屋(尾張屋)↓御奥御取次人中様

※印文は「喜昇座」久松町川岸 尾張屋」とあり。

⑩⑦ 記(佐久間町見世物江御出之節御入用書上) (明治)二月一七日

⑩⑧ 記(高土間代其外受取ニ付) (明治)二月一七日 中茶や↓上

⑩⑨ 記(廿七日嶋原御入用書上) (明治)六月二十八日 加藤林左衛門↓上

※中村宗十郎(名古屋出身)への差上物などが記載されている。

⑩⑩ 記(川長・上酒・白砂糖代請取ニ付) (明治)六月二十七日 小笠原儀邦⑩↓上

⑩⑪ 記(焼もの・差味其外料理代金請取ニ付) (明治)六月二十五日 川越や長次郎⑩↓上

⑩⑫ 記(コロ、ジラン其外写真用薬品代金受取ニ付) (明治)五月二十九日 中田清二郎(清次郎)⑩↓徳川様御内小菅様

※印文は「西洋薬店 中田清次郎 東京本町壱丁目拾七番地」とあり。

⑩⑬ (棧敷代・茶代覚) (明治)

⑩⑭ 記(棧敷代・絵本・御菓子其外代金請取ニ付) (明治)六月二日 清衛⑩↓東上三四上

※印文は「つちや 本春堂」とあり。下ケ札あり。

⑩⑮ 記(棧敷代・絵本・御くわし其外代金請取ニ付) (明治)六月八日 つちや清衛⑩↓東上五上本所様

⑩⑯ 記(極上メス其外代金請取ニ付) (明治)三月一日 吉田屋安蔵↓上

※印文に「東京 南伝馬町壱丁目 吉安」とあり。

⑩⑰ 記(金石筆壱本其外代金受取ニ付) (明治)一〇年六月二日 金田市兵衛⑩↓上

⑩⑱ 記(赤金御鎖壱本其外代金受取ニ付) (明治)一〇年)第六月二日 金田市兵衛⑩↓上

